

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		開発行為の変更の許可（特例を含む。）
根拠法令及び条項		都市計画法第35条の2第1項（及び第4項）
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審査基準	審	<p>（変更の許可等）</p> <p>都市計画法第35条の2</p> <p>開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>
	査	<p>4 第31条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第32条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する工事であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第33条、第34条、前条及び第41条の規定は第1項の規定による許可について、第34条の2の規定は第1項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第47条第1項の規定は第1項の規定による許可及び第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第47条第1項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第2号から第6号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。</p>
基	<p>関係条項</p>	
準	<p>基準</p> <p>（未設定の場合はその理由）</p>	<p>未設定 （開発変更許可の内容が個別に異なり、具体化することが困難なため）</p>

	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合はその理由)	28日
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)